

---

# 牛久市スポーツ大会出場補助金交付要綱の改正概要

スポーツ大会への出場を支援する補助金制度について、対象者の明確化および申請回数の制限を設ける一部改正が行われます。

## 1. 主な改正内容

今回の改正では、補助対象の限定と適正な利用を目的とした制限が追加されました。

- **補助対象者の限定(アマチュア限定)**
  - 補助対象となる個人の要件に、従来の市税等の滞納がないことに加え、\*\*「アマチュアに限る」\*\*という条件が明文化されました。
- **申請回数の制限(新設)**
  - 同一の申請者による補助金の交付申請は、同一年度内において2回までを限度とします。
  - また、1つの大会につき1回の申請が限度となります。
- **規定の整理**
  - 第5条への項の新設に伴い、交付決定に関する条文(第6条)内の参照先が「前条第1項」へと整理されました。

## 2. 施行日および適用区分

- **施行期日**
  - 令和8年4月1日。
- **適用ルール**
  - この改正規定は、施行日(令和8年4月1日)以降に行われる申請から適用されます。
  - 施行日より前になされた申請については、改正前の規定(従前の例)が適用されます。

---

今回の改正により、年度内の申請回数に上限(2回)が設けられた点が大きな変更点です。